

議・議案第1号

鶴ヶ島市議会委員会条例の一部を改正する条例について

鶴ヶ島市議会委員会条例（昭和31年条例第8号）の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和4年6月15日提出

提出者	鶴ヶ島市議会議員	大曾根 英 明
賛成者	鶴ヶ島市議会議員	太 田 忠 芳
同	同	松 尾 孝 彦
同	同	大 野 洋 子
同	同	近 藤 英 基
同	同	小 川 茂
同	同	杉 田 恭 之
同	同	金 泉 婦貴子

提 案 理 由

感染症のまん延や大規模な災害等の発生等により委員会の開会場所への参集が困難である等、特に必要があるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法を利用した委員会を開会することができるようにしたいので、この案を提出するものである。

鶴ヶ島市議会委員会条例の一部を改正する条例

鶴ヶ島市議会委員会条例（昭和31年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第12条中「事故」を「やむを得ない事由」に改める。

第15条の次に次の1条を加える。

（委員会の開会方法の特例）

第15条の2 委員長は、新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延又は災害等の発生等により委員が委員会の開会場所に参集することが困難と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会を開くことができる。ただし、第20条第1項の秘密会は、この限りでない。

2 前項の規定により開く委員会において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

3 前項の規定による届出をして、委員会に出席した委員は、委員会に出席したものとみなして、この条例の規定を適用する。

4 オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

第18条に次の1項を加える。

2 前項の委員長又は委員が、第15条の2第2項の規定による届出をして、委員会に出席しているときは、当該委員長又は委員は、前項ただし書の規定による発言をオンラインによる方法で行うことができる。

第21条に次の1項を加える。

2 前項の規定により出席を求められた者は、オンラインによる方法で出席するときは、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。

第25条に次の1項を加える。

3 公述人は、オンラインによる方法で公聴会に出席することができる。

第28条に次の1項を加える。

2 前項ただし書は、オンラインによる方法で出席する公述人には準用しない。

第29条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 参考人は、オンラインによる方法で委員会に出席することができる。

第30条第1項及び第2項中「押印」を「記名押印」に改め、同条第3項中「第1項」を「前2項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。